

参考資料

1 富田林市子ども・子育て会議条例

富田林市条例第 29 号

富田林市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、富田林市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 施策の充実及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、委員 20 人以内をもって組織し、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が行う。

2 子育て会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 富田林市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	条例上の区分		氏名	所属等
1	1号	学識経験のある者	井上 美智子	大阪大谷大学教育学部教授
2			開沼 太郎	大阪大谷大学教育学部准教授
3			横浜 勇樹	大阪大谷大学教育学部准教授
4	2号	関係団体の推薦を受けた者	中尾 いつ子	民生委員児童委員協議会
5			福田 毅	富田林医師会
6			久米 正子	母子福祉会
7	3号	子ども・子育て 支援に関する事業に従事する者	西尾 光世 (平成26年4月30日まで)	市立保育園 (大伴保育園長)
			辻野 由貴子 (平成26年5月1日から)	市立保育園 (若葉保育園長)
8			吉田 郁	市立幼稚園 (錦郡幼稚園長)
9			松村 雅子	市立小学校 (新堂小学校長)
10			西谷 幸子	私立保育園 (ふれんど保育園長)
11			杉分 加寿子	私立幼稚園 (しろがね幼稚園長)
12			天正 満 (平成26年4月30日まで) 佐藤 正康 (平成26年5月1日から)	富田林子ども家庭センター
13	岡本 聡子	つどいのひろば(NPO法人ふらっとスペース金剛代表理事)		
14	4号	子どもの保護者	岡野 幸代	公募の市民
15			吉岡 千香子	公募の市民
16			松田 睦美	公募の市民
17			北谷 綾乃	保育園保護者
18			糸賀 友美 (平成26年6月30日まで) 三浪 美香 (平成26年7月1日から)	PTA連絡協議会(幼稚園)

3 計画策定経過

日付	事項	概要
平成 25 年 7 月 1 日	富田林市子ども・子育て会議条例制定	<ul style="list-style-type: none"> 富田林市子ども・子育て会議条例の制定
8 月 1 日～8 月 19 日	子ども・子育て会議市民委員公募	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議市民委員公募期間
平成 25 年 9 月 20 日	第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 富田林市子ども・子育て会議条例について 会長、副会長選出 会議の成立要件、会議の公開および会議記録の作成について 事業計画策定スケジュール等について ニーズ調査票について
10 月 24 日～ 11 月 6 日	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象に実施
平成 26 年 1 月 17 日	第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査の実施報告等について
3 月 27 日	第 3 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育提供区域の設定について アンケートに基づくニーズ量推計結果について 子育て支援の現状と課題について
5 月 26 日	第 4 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業等の各種基準（案）の検討 新制度にかかるニーズ量の見込み（案）について
7 月 24 日	第 5 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ量見込みを元にした事業計画（素案）の検討
8 月 21 日	第 6 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討（グループ討議）
10 月 7 日	第 7 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
11 月 7 日	第 8 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
●月●日～●日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> 市広報およびホームページ 関係施設にて閲覧
平成 27 年 ●月●日	第 9 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果報告
●月●日		<ul style="list-style-type: none"> 富田林市子ども・子育て支援事業計画決定

4 子ども・子育て支援に関する用語説明

(50音順)

用語	定義・概要
■カ行	
確認制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設および地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園および児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援(法第7条)
■サ行	
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
市町村などが設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。 本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市長の付属機関)。
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下

用語	定義・概要
	で保育を行う事業。（法第7条）
■タ行	
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育など（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなどの事業。（法第59条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）
■ハ行	
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
■ヤ行	
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育および家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社などの参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>